

小金井市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）に対する意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による小金井市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記とおり公表します。なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、環境政策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（同庁舎1階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館別館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけます。

記

1 施策の名称 小金井市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成29年9月15日から10月16日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファックス	電子メール	計
個人	人	人	1人	人	1人
団体	人		人	人	人
計	人	人	1人	人	1人

(2) 延べ意見数

1件

(3) 意見内容の内訳

区域の規模に関する関係・その他 1件

4 寄せられた意見と検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市環境部環境政策課緑と公園係

電話 042-387-9860

FAX 042-383-6577

E-Mail 040199@koganei-shi.jp

(別紙 パブリックコメント結果)

小金井市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成29年9月15日から10月16日まで

意見提出人数：1人・1件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	第2条 ・ その他	<p>条例案第2条の生産緑地300㎡以上とする条例（案）に賛成です。緑地の確保、防災時の避難場所としても生産緑地の確保は大切であると思います。</p> <p>一方、生産緑地利用について野菜等を栽培するだけで「収穫しない」などの畑がまま見受けられます。市民農園の競争率が高く利用できない市民が多数います。放置同然の生産緑地をお借りする等の施策が考えられないでしょうか。</p> <p>小金井市農業振興計画では、「農地の確保と利用」について、「生産緑地追加指定基準の緩和」の他に、「自治体による生産緑地の買取推進」、「農地パトロールの拡充」、「農地GISの導入」、「農業の受託促進対策」等が掲げられています。これらの施策についてどのような現状なのでしょうか。着実な実施を望みます。</p>	<p>条例の制定をはじめ、都市農地の保全に向けた取り組みを進めていきます。</p> <p>生産緑地法では、生産緑地地区に指定されている農地の貸借は認められておりませんが、今後の生産緑地法等の改正等国の動向を注視してまいります。</p> <p>生産緑地地区の指定基準の緩和については、生産緑地地区の面積要件緩和の条例制定に合わせ、一団の認定の緩和等指定基準を改正する予定であります。</p> <p>小金井市農業振興計画の施策へのご要望につきましては、所管する部署へ報告させていただきます。</p>